

建設業の 一人親方労災保険

特別加入のご案内



労災保険事務組合

東京SR建設業労災福祉協会

仕事中のケガ・現場へ行く途中のケガ等、 災害が発生したときは……

ベテランの社会保険労務士が、貴方に代わって療養の費用請求及び休業（補償）給付支給請求の手続を行います。



労災保険とは…

労働者が業務上の災害や通勤途中の災害による、負傷、疾病、障害または死亡について、所要の保険給付を行います。

労働者とは…

労働基準法（第9条）で労働者とは、職業の種類を問わず事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいうと定義されています。

労災保険特別加入制度

労働者以外の者でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると、認められる者に対して特別に任意加入を認められているのが特別加入です。

一人親方とは…

常態として、労働者を使用しないで建設の事業（土木・建築その他の工作物の建設・改造・保存・修理・変更・破壊もしくは、解体又はその準備の作業）に従事しているものに限ります。

- 大工・左官・とび・石工・塗装工・内装工・配管工・土工・電気工事工・建設機械オペレーター・建具工等が該当しますが、とくに職種の限定はありません。
- 一人親方の住所（居住地）が、東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・静岡県に限ります。



療養のため 働くことができなかった場合

休業が4日以上にわたる場合において、4日目以降の休業1日につき給付基礎日額の60%の休業（補償）給付及び20%の休業特別支給金が支給されます。

なお、休業の初日を含む最初の3日間は待期期間といい、休業（補償）給付は行われません。

保険給付の内容

こんなときは		給付の種類	保険給付額		定率定額支給
傷病にかかり	○労災保険指定（指名）医療機関にかかったとき	療養補償給付（業務災害）	無料で診察が受けられる	政府が必要と認めた額を支給する	
	○非指定の医療機関にかかったとき ○看護、移送を要したとき	療 養 給 付（通勤災害）			
	○傷病の療養のため休業し収入がなかったとき	休業補償給付（業務災害） 休 業 給 付（通勤災害）	給付基礎日額の	1日について 60%	1日について 20%
	○療養開始後1年6ヵ月で治癒せず傷病等級に該当するとき	傷病補償年金（業務災害） 傷 病 年 金（通勤災害）		1年間に 1級 313日分 3級 245日分	1級 114万円 3級 100万円
○治癒したときに傷害等級表に定める身体傷害が残ったとき		障害補償給付（業務災害）		1年間に 1級 313日分 7級 131日分	1級 342万円 14級 8万円
		障 害 給 付（通勤災害）		一時金で 8級 503日分 14級 56日分	（障害特別支給金分は減額される。）
○死亡したとき		遺族補償給付（業務災害）	給付基礎日額の	1年間に 245日分 153日分	300万円
		遺 族 給 付（通勤災害）		一時金で 1,000日分	
		葬 祭 料（業務災害） 葬 祭 給 付（通勤災害）		30日分+26.5万円 又は60日分	

支給制限

災害が特別加入者の、故意の犯罪行為又は重大な過失によって発生した場合は、保険給付の支給制限が行われるほか、保険料の滞納期間中に生じた災害についても支給制限が行われます。



特別加入者の地位の消滅

- 特別加入者がその事業に従事しなくなったとき。
- 一人親方の団体の構成員でなくなったとき。

建設業の一人親方等の場合の業務上の認定基準

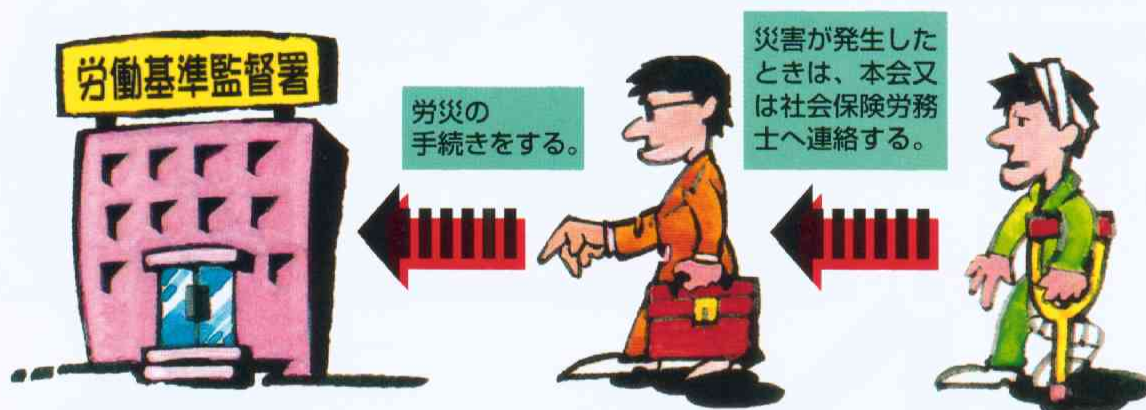
- (1) 請負契約に直接必要な行為を行う場合。
- (2) 請負工事現場における作業及び、これに直接付帯する行為を行う場合。
- (3) 請負契約に基づくものであることが、明らかな作業を自家内作業場において行う場合。
- (4) 請負工事にかかわる機械及び製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く）及びこれに直接付帯する行為を行う場合。
- (5) 突発事故（台風・火災）等による予定外の緊急の出勤途上の災害。
- (6) 通勤災害については、一般労働者の場合と同様に取扱われます。

（参考）業務上、外の認定基準

一人親方等である特別加入者について、保険給付の対象となる災害は、事業の種類ごとに、次に該当する業務を行っている場合（業務遂行性）に限られており、災害がその業務によって生じたものであるかどうか（業務起因性）の判断は一般労働者の場合に準ずるとされています。

労災保険の給付

労災保険は、業務上の事由または通勤により被った負傷・疾病・障害・死亡に対して、各種の保険給付を行っています。



給付基礎日額及び保険料算定基礎額

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基となるもので、一人親方等の場合は労働基準局長が定めた額の範囲で、(本会では5,000円～20,000円) 特別加入保険料の額を算定することになっています。

なお、給付基礎日額として希望する額については、特別加入者の所得水準等に見合った適正な額とし、本会では5,000円以上と定めています。

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特別加入保険料
20,000円	7,300,000円	146,000円
18,000円	6,570,000円	131,400円
16,000円	5,840,000円	116,800円
14,000円	5,110,000円	102,200円
12,000円	4,380,000円	87,600円
10,000円	3,650,000円	73,000円
9,000円	3,285,000円	65,700円
8,000円	2,920,000円	58,400円
7,000円	2,555,000円	51,100円
6,000円	2,190,000円	43,800円
5,000円	1,825,000円	36,500円

(建設業の保険料率は20/1,000)

(注) 給付基礎日額は、年度途中での変更は出来ません。

入会ご希望の方は

- (1) 一人親方等特別加入ご希望の方は直接本会へ申込むことはできません。必ず担当社会保険労務士を通じて入会申込書、誓約書（必ず本人が記入して下さい。）を本会へ提出し、会長の承認を受けて下さい。
- (2) 入会の際は、下記の金額を一括納入して下さい。
 - 入会金 3,000円
 - 年会費 12,000円（月額1,000円）
 - 労働保険料

（注）年度途中入会の場合は、労働保険料・年会費が月割りになります。
- (3) 会員が会費及び労働保険料を、本会が指定する期日までに納入しないときは、退会となります。
- (4) 災害が発生した場合には、本会又は担当社会保険労務士に速やかに連絡して下さい。

健康診断が必要なとき

- (1) 一人親方等で特別加入する者のうち、右記の業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を越えて当該業務を行ったことのある場合は、特別加入時に健康診断を受ける必要があります。

特別加入予定の業務の種類	特別加入前に従事した通算期間
イ 粉じん作業を行う業務	3 年
ロ 身体に振動を与える業務	1 年
ハ 鉛 業 務	6か月
ニ 有 機 溶 剤 業 務	6か月

- (2) 健康診断の手続き
「特別加入時健康診断申出書」を提出して下さい。（用紙は本会にあります。）
健康診断に要する費用は、国が負担します。
- (3) 健康診断の結果が判明するまでは、承認は保留となります。

労災保険事務組合

東京SR建設業労災福祉協会

〒101-0047

東京都千代田区内神田1-9-12 興亜第2ビル7階

TEL 03-3294-1031

FAX 03-3294-1035

担当 社会保険労務士

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-12-1
グレンパーク半蔵門 506

東京労務総合事務所

社会保険労務士 中尾 幸村

TEL 03-5275-2801 FAX 03-5275-2851